

調 査 報 告 書

令和 6 年 8 月 9 日

横芝光町いじめ問題調査対策委員会

目 次

第 1	対象生徒.....	2
第 2	本件事案の概要.....	2
第 3	本委員会について.....	2
1	調査の目的.....	2
2	本委員会の構成.....	3
3	本委員会の開催経過.....	3
4	主な調査方法.....	3
第 4	本件事案の背景及び事実経過.....	5
1	背景事実.....	5
(1)	本件小学校について.....	5
(2)	Aについて.....	6
(3)	■について.....	7
(4)	関係児童らについて.....	7
(5)	学校生活アンケート結果等.....	8
2	小学■進級後の主な事実経過.....	8
(1)	小学■の出欠状況.....	8
(2)	令和元年10月1日以後の経過.....	8
(3)	令和2年2月1日以後の経過.....	10
(4)	本件面談調査の実施及びその結果等.....	13
(5)	本件面談調査以後の経過.....	15
(6)	本件中学校進学以後の経過.....	16
(7)	A代理人弁護士らからの要望.....	17
(8)	Aの現在の状況.....	18
第 5	本件事案の検討.....	18
1	はじめに.....	18
2	Aに対するいじめの事実の有無について.....	18
(1)	Aの主張するいじめ行為の内容.....	18
(2)	検討.....	19
3	Aの長期不登校の原因について.....	22
4	学校、町教委の対応について.....	22
(1)	組織的対応が行われていなかったこと.....	23
(2)	被害児童のプライバシー保護への配慮が欠けていたこと.....	24
(3)	被害児童らの心情に寄り添った対応が十分ではなかったこと.....	26
(4)	重大事態認知等の対応が遅いこと.....	27
第 6	再発防止に向けた提言.....	28
1	いじめに関する法制度の理解と実践の徹底.....	28
2	法14条3項に基づく附属機関の設置.....	29

第1 对象生徒

1 対象生徒（以下、平成31年4月当時）

- (1) 学校名 [redacted] 学校（以下「本件小学校」という。）
 (2) 学年等 [redacted] [redacted]
 (3) 氏 名 [redacted]（以下「A」という。）

2 Aは、令和3年3月に本件小学校を卒業し、同年4月に[]学校（以下「本件中学校」という。）に進学した。

以下における文中の役職、肩書き等は、特に断りのない限りは平成31年4月当時のものである。

第2 本件事案の概要

1 Aは、小学[]に進級後、

遅刻して登校した日を最後に、翌日から不登校となり、以後、不登校の状態が続いた。

2 Aの母親（以下「母親」という。）は、本件小学校に対し、令和2年2月1日、Aが不登校になったのは、Aが[]の[]児童5名（以下「関係児童ら」という。）から暴言を吐かれるなどのいじめを受けたためであるなどと訴えた。

これを受けて、本件小学校は、同月 5 日から同月 25 日までの間、本件小学校に在籍する児童全員に対して、A に対するいじめの有無に関する個別の面談調査（以下「本件面談調査」という。）を実施し、本件面談調査の結果、母親の主張する A に対するいじめの事実は確認できないと判断し、同月 25 日、A 及び母親にその旨を報告し、その後、いじめ対応を行うことはなかった。

3 その後、A及び母親は、本件面談調査から約2年3か月経過した令和4年6月6日、代理人弁護士ら（以下「A代理人弁護士ら」という。）を介して、横芝光町教育委員会（以下「町教委」という。）教育長らに対し、本件を、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態として認定した上で、事実関係の再調査を行うよう要請した。これを受けて、本件小学校は、同年7月1日付で、本件を法28条第1項第2号に基づく重大事態であると認知し、その約1年3か月後の令和5年9月26日、横芝光町いじめ問題調査対策委員会（以下「本委員会」という。）第1回会議が開催された。

第3 本委員会について

1 調査の目的

本委員会は、横芝光町いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条に基づき、町

教委の諮問に応じ、本件重大事態に係る事実関係及び同種事態の再発防止策について調査審議し、意見具申を行うことを目的としている。

2 本委員会の構成

- (1) 本委員会の委員は、以下のとおりである。いずれも、大学や職能団体からの推薦に基づき選任された委員であり、A、横芝光町、本件小学校、本件中学校、その他本件の関係者とは特別な利害関係を有していない。

委員長 土田 雄一（敬愛大学教育学部 教授）

副委員長 松永 俊弥（千葉地方法務局匠瑳支局）

委員 小西 朱見（千葉県弁護士会）

- (2) 本委員会では、調査に当たり、町教委の職員に事務作業の補助を行わせたが、同職員に委員会としての判断や本報告書の作成に関わらせたことは一切ない。

3 本委員会の開催経過

本委員会は、令和5年9月26日から令和6年3月11日までの間に合計4回の会議を実施した。会議の日程と主な議事内容は以下のとおりである。

回	開催日	主な議事内容
第1回	令和5年9月26日(火)	委員長・副委員長の選任 事案内容の説明、関係資料の確認等
第2回	令和5年10月31日(火)	調査方針及び調査方法の検討、関係資料の確認等
第3回	令和5年12月27日(水)	Aの聴取結果の報告、関係資料の確認等
第4回	令和6年3月11日(月)	■■■■教頭（以下「■■■■教頭」という。）、■■■■教諭（以下「■■■■教諭」という。）及び■■■■教諭（以下「■■■■教諭」という。）の聴取結果の報告、関係資料の確認、調査報告書案の検討等

この他、各委員間で、必要に応じて、電子メールで情報交換、意見交換、打合せなどを行った。

4 主な調査方法

- (1) 関係資料の収集

本委員会は、本件事案に関連して本件小学校や本件中学校や町教委が保管する文書等として、以下の資料の提出を受けた。

(本件小学校から提出を受けた資料)

- ・令和2年2月実施の本件小学校全児童の面談調査記録(本件面談調査記録)
- ・[]教頭作成に係るAや母親等との電話や家庭訪問の記録
- ・Aに関する各年度の担任教諭作成に係る連絡・訪問の記録及び督励簿(小学1年生から小学6年生まで)
- ・本件小学校が本件中学校に提出したAに関する引継書(「学級編成資料基礎データ」)

(本件中学校から提出を受けた資料)

- ・Aに関する担任教諭ら作成に係る出席督励簿(中学1年生から令和5年1月まで)

(町教委から提出を受けた資料)

- ・母親と町教委との電話記録(令和3年12月24日、令和4年1月6日、令和4年3月15日、令和4年3月16日)
- ・令和4年3月11日に町教委立会いの下で実施された母親と学校との話合いの記録(書面の他、やりとりを録音した記録媒体を含む。)
- ・A代理人弁護士らと町教委との間の連絡文書(令和4年6月6日から令和5年10月23日まで)
- ・Aに関するいじめの重大事態の認知に係る報告書(本件小学校で実施された学校生活アンケートや教育相談等の報告を含む。)
- ・令和元年当時における、「横芝光町いじめ問題対策連絡協議会等条例」、「横芝光町いじめ防止基本方針」、「[]学校いじめ防止基本方針」

(A代理人弁護士らから提出を受けた資料)

- ・調査報告書(案)に対する令和6年7月10日付意見書
- ・A、母親及びAの[]の各人作成の陳述書
- ・Aに係る[]
[]
- ・Aの戸籍謄本写し

(2) 聴取り調査

ア 本委員会は、Aを含む本件事案の関係者5名に対し、聴取り調査への協力を申し入れ、以下のとおり聴取り調査を実施した。聴取り調査はいずれも、委員のうち2名が担当した。

年月日	対象者
令和6年1月10日(水)	A

令和6年1月26日(金)	■ 教頭
令和6年1月26日(金)	■ 教諭
令和6年2月13日(火)	■ 教諭
令和6年3月28日(木)	母親

イ その他の関係者について

(ア) 本委員会は、関係児童らに対する聴取り調査の実施を検討したが、関係児童らは、令和2年2月当時、個別の事実確認や本件面談調査の際に、いじめ行為のみならずAへの接触自体を完全に否定していたこと、後述（第5の2(2)参照）するとおり、関係記録の精査及び関係教職員への聴取り調査を経ても、Aの訴えを裏付けることができる具体的な記録や供述が存在しなかったこと、本委員会が本件事案の調査を開始した時点において本件面談調査から約4年もの長期間が経過し、関係児童らは本件中学校やその他の中学校を既に卒業していたことなどから、現時点で関係児童らに聴取り調査を申し入れたとしても、本調査への任意の協力を得られる見込みや、新たに詳細な供述を得られる見込みは極めて低いと考えられたため、本委員会は関係児童らに対する聴取り調査は実施しないこととした。

(イ) また、本委員会は、関係児童らのAに対する言動等を目撃した可能性のある児童に対し、A代理人弁護士らを通して、聴取り調査への協力依頼を申し入れたものの、同児童からの協力を得ることはできなかった。

第4 本件事案の背景及び事実経過

以下、関係記録及び関係者への聴取り結果に基づき、本委員会で認定した事実を記載する。事実経過のうち、教職員が作成した関係記録記載の事実とA、母親■の認識する事実との間に、明らかな齟齬や矛盾が認められる部分に関しては、双方の主張する事実を併記している。

1 背景事実

(1) 本件小学校について

ア 本件小学校は、■

イ 本件小学校におけるいじめ対策の内容

(ア) 本件小学校では、「■学校いじめ防止基本方針」が策定されており、同方針では、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための指針や、いじめが起こった場合には、いじめ対応チームを組織し、緊急対策会議の開催、調査方針の決定、対応班編成を行うなど、いじめ解消に向けた組織的な対応の流れなどが定められていた。

(イ) また、本件小学校では、いじめの早期発見のための方策として、学期毎に、年に3回（5月、10月、2月）、学校生活アンケート及び担任と児童らとの1対1の個別面談（教育相談）が実施されていた。

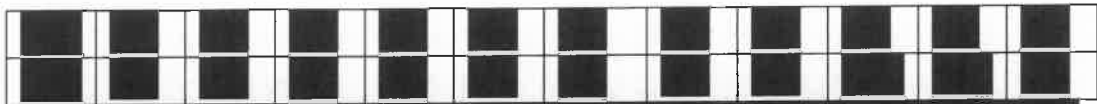
これに加え、年に1回（12月頃から1月頃）、千葉県内共通のいじめアンケート調査が実施されていた。

その他、日常的には、いじめゼロ宣言の教室掲示及び児童集会に向けての人権標語づくりなどの取組みが行われていた。

(2) Aについて

ア Aの性格や家族関係等

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]について

ア [REDACTED]は大きなトラブルはなく、比較的落ち着いたクラスであった。

A自身も[REDACTED]内での友人関係のトラブル等は訴えておらず、当時、[REDACTED]内には仲の良い友人が複数人いたと述べており、[REDACTED]内での人間関係に特段の問題はなかったといえる。

イ [REDACTED]の教室は校舎の[REDACTED]に位置しており、[REDACTED]とは隣り合っていた。授業の合間の休み時間になると、多くの児童が、各教室から廊下や校庭へ遊びに出ていたため、共有スペースである階段や廊下の辺りには、常に複数の児童がいる状態であった。

(4) 関係児童らについて

ア [REDACTED]は個性的な児童が多く、日々、児童間で様々な問題は生じていたものの、クラス全員で何かに取り組む際には皆が同じ方向を向くことのできるクラスであった。

担任の[REDACTED]教諭は、前年度は[REDACTED]の担任であり、2年連続で関係児童らを指導していた。他方、[REDACTED]教諭は、Aの担任となったり教科指導を受け持ったりしたことは一度もなく、Aと接触する機会は少なかった。

イ 関係児童ら5名は、5名の間で互いに仲違いをすることが多く、その時々によって一緒に行動するメンバーが入れ替わるなどしていた他、関係児童らの中には、日常的に言葉遣いが乱暴な児童もいた。関係児童らは、少なくとも令和元年10月当時は、互いに仲違いをしており、5名全員が一緒に行動できる関係性にはなかったが、[REDACTED]教諭の働きかけもあり、令

関係記録、[]教頭及び[]教諭によれば、[]教頭及び[]教諭は、同月8日にAの自宅を家庭訪問し、母親に対し、朝にAを迎えに行くことができることなどを伝えるとともに、Aに対し「明日来られたら良いね。」などの声かけをしたとのことである。

他方、母親の記憶によれば、同月8日に、[]教頭及び[]教諭を含む教職員らが家庭訪問をした事実は一切ないとのことである。

また、Aの記憶によれば、Aは、小学[]の運動会練習当時、胸が苦しくなって座り込んだところ、[]から「何座ってるんだよ、立てよ。」等と言われ、[]教諭はその様子を見ていながら、特段の対応を行わなかったとのことである。

イ Aは、同月9日(水)から同月15日(火)まで、遅刻して登校した。同月9日はAの申し出により午前中のみで早退し、同月10日、同月11日、同月15日の3日間は、いずれも早退することなく学校で過ごした。[]教諭からみて、Aは友人関係等のトラブルもなく過ごしていた。

ウ Aは、同月16日(水)から同月31日(木)まで約2週間連続して欠席した。

この間、母親や[]、[]教頭又は[]教諭に対し、Aが朝に不調を訴えていること、Aに登校しようという気持ちがないこと、家族としては無理をして登校させるつもりはないことなどの連絡があり、[]、母親の体調が良くないためAへの連絡やAの様子を知りたい場合には[]連絡して欲しいなどの話があった。

エ []教頭は、同月24日(木)、Aの長期欠席を町教委に報告し、町教委から、「Aの様子を、1週間に1度くらい保護者から連絡してもらえるとよい。」などの助言を受けた。

オ Aは、同年11月1日(金)、遅刻して登校した(なお、Aは同日を最後に、以後、本件小学校へは登校していない)。

[]教諭は、同日、登校したAに対し、欠席期間中の様子等を聞いたところ、Aは、外出せずに家の中にいたと述べるとともに、学校生活における友達との関係は問題ないが、学習に対してやや後ろ向きと感じられる発言をした。

この日、[]教諭は、Aが久しぶりに登校したことから、従前よりもAの言動に注視していたが、特段のトラブル等はみられず、Aと[]が接触する場面もみられなかった。

カ Aは、同月5日(火)から再び欠席した(なお、同月4日(月)は祝日である)。

[]教諭は、同月28日(木)、横芝光町の長期欠席児童生徒に関する生徒指導委員会に出席し、Aの件を報告し、出席者から、関係機関と連携を取った

方が良いとの助言を受けた。

■教諭は、同年12月12日(木)に、A ■面談したが、■依然として本人に登校意欲がないなどの話があった。

キ 関係記録及び■教諭によれば、■教諭は、同年12月24日(火)にAの自宅を家庭訪問し、Aと面会したが、Aからは、学校へ行きたいなどの前向きな発言は得られなかったとのことである。

他方、母親の記憶によれば、同月24日(火)に、■教諭がAの自宅を家庭訪問した事実は一切ないとのことである。

■教諭は、同日、スクールカウンセラーにAの長期欠席について相談し、スクールカウンセラーから、月1回程度の家庭訪問が必要であること、Aに対して学級の友人らの手紙を渡すと良いことなどといった助言を受けた。

ク 関係記録及び■教諭によれば、■教諭は、令和2年1月7日(火)に■電話したところ、■は、Aがオンラインゲームに興じて昼夜逆転の生活になっていること、全く外出していないことなどの話があったとのことである。

他方、■、同日、■教諭が■電話をした事実はなく、■本件小学校を訪れた際、■教諭から話しかけられたことはあったとのことである。

ケ 関係記録及び■教諭によれば、同教諭は、前記スクールカウンセラーからの助言を受けて、同月31日(金)、Aの自宅を訪問してAと面会し、学級の友人らの手紙等を手渡すとともに、母親とも1時間30分ほど世間話をし、母親からは、「学校へ行っても、みんなに何故休んでいたのかと聞かれることが嫌でなかなか学校へ行けないようだ。」などの話があったとのことである。

他方、A及び母親の記憶によれば、同月31日(金)に、■教諭がAの自宅を家庭訪問した事実はなく、学級の友人の手紙は、■教諭から手渡されたのではなく、■Aと同クラスの他児童らを介して受け取ったとのことである。

(3) 令和2年2月1日以後の経過

ア 令和2年2月1日(土)

(ア) 母親は、令和2年2月1日又はその前日頃、Aからいじめの告白を受け、同日、本件小学校に電話していじめの事実を伝えた。関係記録によれば、母親は、対応した■教頭に対し、主として以下の内容を訴えたと記録されている。

- ・ Aが関係児童らからいじめを受けている。「死ね。気持ち悪い。ブス。」等と言われた。
- ・ Aが階段で落とされそうになり怖かった。そのためAは学校に行けなくな

った。Aは今でも階段から落とされる夢を見るようだ。

- ・一人一人面談を実施して実態を把握して欲しい。2月3日(月)の午後1時まで学校としてどうするか決めて報告して欲しい。

他方、この点に関し、母親の記憶によれば、母親は、[]教頭に対し、上記電話の中で、「一人一人面談を実施して実態を把握して欲しい。」等とは述べておらず、「いじめを見たり聞いたりした子がいらないか確認して欲しい。」等と求めたとのことである。

また、[]記憶によれば、[]、当時、[]教頭に対し、校長と直接話をさせて欲しい旨を伝えたものの、[]教頭は「自分が窓口なので校長には繋がられない。」等と回答し、校長との対話を拒否されたとのことである。

- (イ) []教頭は、母親からの電話の内容を、校長、[]教諭（[]教諭は当時本件小学校の生徒指導主任を担っていた）、[]教諭、教務主任らと共有し、本件に関しては、全て[]教頭が窓口となって対応していくこと、まずは[]教頭が関係児童らから個別に事情を聴取することなどの方針を定めた。

それ以後、[]教諭及び[]教諭を含む教職員は、Aに関するいじめの訴えの対応を全て[]教頭に一任し、Aに関するいじめの訴えに対応した対策や指導に関して、直接関与することはなかった。また、校長は、[]教頭から、都度、事実経過等の報告や相談を受けて助言は行っていたものの、自ら対応の指揮を執ることはなかった。

イ 令和2年2月3日(月)

- (ア) []教頭は、同日午前中、関係児童ら5名に対して、個別に面談を行った。面談の際、関係児童ら5名は、いずれも、「ありえない。」「そんなことするわけない。」など、驚きや戸惑いの反応を示すとともに、Aに対する暴言や階段での接触の事実を否定した。

- (イ) []教頭は、同日午後1時頃、Aの自宅を家庭訪問し、母親及び[]に対し、関係児童らへの面談の結果を報告した。この際、[]教頭は、事実解明の必要性から、他児童らへも「アンケートを実施する」ということについて母親の同意を得た。

関係記録によれば、[]教頭は、この家庭訪問時、Aにも面会し、いじめの被害内容について確認したが、Aは、窓を閉め切った暗い部屋の中で、布団に入ったままの状態以下の内容を回答したと記録されている。

- ・加害児童は[]2名である。
- ・Aが階段を上っている時に、上から降りてきた児童と接触して、階段から落ちそうになった。暴言も吐かれた。それ以来、階段から落ちる夢をみて怖い。その次の日から全く学校に行けなくなってしまった。

なお、この点に関し、Aの記憶によれば、Aは、当時、■■■■教頭から、Aの受けたいじめ被害全般について質問されたわけではなく、階段での出来事及び暴言を吐かれた際の出来事の2つの場面についてのみ質問されたため、その限りで回答をしたとのことである。

また、Aの記憶によれば、Aは、■■■■教頭に対し、「上から降りてきた児童と接触して、階段から落ちそうになった。」と回答したのではなく、「上から降りてきた児童がわざとぶつかってきて階段から落とされそうになった。」と回答し、加害児童の人数についても「2名」ではなく、「5名」と回答としたとのことである。

- (ウ) ■■■■教頭は、前記家庭訪問から帰校した後、■■■■教諭に対し、Aの自宅で聴取した■■■■2名の氏名を伝え、保護者へ電話するよう指示をし、これを受けて、■■■■教諭は、2名の保護者へ電話し、Aからの訴えの内容や、児童本人が事実を否認していることなどを伝えた。

なお、■■■■教頭も■■■■教諭も、Aの発言した加害児童の人数が関係児童らのうちの「2名」であったことについて記憶は一致しているものの、2名の氏名については記憶しておらず、関係記録にも2名の氏名の記載は見当たらない。

- (エ) なお、母親の記憶によれば、正確な日時は定かではないが、この時期に、■■■■教頭がAの自宅を家庭訪問した際、Aは、■■■■教頭に対し、「関係児童らが謝罪をしてくれないならば、関係児童らが■■■■後に登校する。」との趣旨の発言をしていたとのことである。

ウ 令和2年2月4日(火)

- (ア) 母親は、同日午後3時頃、■■■■教頭に対し、全校児童からの聴取りを早急に行うよう電話で要望し、■■■■教頭は、令和2年2月5日から実施することなどを説明した。

- (イ) ■■■■教頭は、同日午後4時頃、緊急の職員打合せを実施し、出席した教職員らに対し、Aや母親からの訴えの内容を伝えるとともに、明日から■■■■教頭が全校児童に対する個別面談を実施し、■■■■教頭が作成した質問事項（①学校生活で困っていること、②上級生のことで自分がいやだと思ったり、友達のことですう思ったりしたこと、③同級生のことで自分がいやだと思ったり、友達のことですう思ったりしたこと、④下級生のことで自分がいやだと思ったり、友達のことですう思ったりしたこと、⑤■■■■のことで知っていること）を確認することなどを説明した。

なお、■■■■教頭が他の教職員らにAに関する件を情報共有した時期や内容については、■■■■教頭と■■■■教諭と■■■■教諭との間に記憶の相違がみられるものの、■■■■教頭が行った対応方針の説明に対して、当時打合せに出席していた他の教職員から特段の異議は出なかったという点では三者の認識は一致している。

(ウ) なお、■■■■教頭は、Aの個人名を出して質問することについて、職員打合せに先立ち、校長との間で協議し、母親から実態把握を強く要望されていること、直前に実施した千葉県共通のいじめアンケート調査による抽象的な質問項目ではAに対するいじめの報告が一切見当たらなかったことなどから、実態把握のためにはAの個人名を出して質問することもあり得ること、ただし、Aからいじめの訴えがあったことについては触れないなど、Aに最大限配慮した上で行うことなどの共通理解を図った。

(エ) ■■■■教頭の記憶によれば、■■■■教頭は、Aや母親に対し、当時、本件面談調査に先立ち、「全校児童に対しアンケートを実施する」などの言葉を用いて説明を行ったとのことである。

他方、母親の記憶によれば、母親は、■■■■教頭から、調査方法に関して、まずは「はい」か「いいえ」で回答可能な書面を用いたアンケートを実施し、その結果、「いじめを見たことがある」と回答した児童がいれば、当該児童に対してのみ個別面談を実施して詳細な調査を行う等の説明を受けていたとのことである。

上記■■■■教頭の記憶と母親の記憶に相違がみられるものの、■■■■教頭が、Aや母親に対し、当時、本件面談調査に先立ち、実際に実施予定の具体的調査方法（具体的質問項目内容や、どのように調査するのかなど）について説明を行っていなかった点や、具体的調査方法に関してA及び母親の了解を得たり同人らとの間で共通理解を得たりしないまま本件面談調査を実施した点については双方の認識は一致している。

(4) 本件面談調査の実施及びその結果等

ア ■■■■教頭は、令和2年2月5日以降、直接、前記①ないし⑤の質問項目を児童に尋ねる方法での個別面談を行った。その際、■■■■教頭は、まずAの在籍する■■■■の児童の面談から始め、その後、順次、他学年の児童の面談を行い、同月25日頃には全校児童に対する個別面談を終了した。

イ 関係記録及び■■■■教頭によれば、本件面談調査の結果のうち、いじめに関連すると思われる回答は以下のとおりであった（なお、児童の回答のうち、「いじめられたと聞いたことがある。」等、伝聞によるものは除いた。）

・（ある児童の回答）

「下駄箱で何か言われていたみたい。■■■■か■■■■。男子か女子かも分からない。見ていないけど、声が聞こえた。」

なお、この回答に関し、■■■■教頭によれば、「何か」を言われていた対象児童は、「A」と特定したものではなく、「誰かが」という不特定の児童を示すものであった。

・（ある児童の回答）

「Cさん（関係児童らのうちの一人）に何か言われていたかもしれない。」

・（ある児童の回答）

「押されているところ、暴言を吐かれているのを見たことがある。」

「Dさん（関係児童らのうちの一人）がわざと自分から相手にぶつかっておきながら、（そのぶつかった児童に）『謝れ。』と言っている場面を見たことがある。Dさんがぶつかる相手は[]が多かった。Eさんが『やめてよ』と言ったら、Dさんが『お前が嫌いだからやっている。』と言った場面を見たことがある。」

・（関係児童らの回答）

[]教頭は、関係児童らに対し、再度、Aに対する接触の事実の有無を確認したが、関係児童らはいずれも、「知りません。」「やっていません。」などと回答した。

ウ A、母親、[]は、当時、Aのいじめの訴えに関して本件小学校が行う全校児童を対象とした「アンケート」について、前記のとおり、アンケート用紙などの書面を用いたものであり、かつ、Aがいじめ被害を訴えていることを他の児童に知られないような質問項目になっているものだと認識していたところ、当時、[]、本件面談調査が行われていることや、調査の質問項目にAの個人名が含まれていることを知った。

そして、母親は、令和2年2月14日、[]教頭に対し、電話で、Aの個人名を出したことについて強く非難した。

エ []教頭は、同月25日、Aの自宅を家庭訪問し、本件面談調査の結果を口頭で報告した。

この際、関係記録及び[]教頭によれば、[]教頭は、Aや母親に対し、「Aへのいじめを目撃していた[]児童1名がおり、目撃はしていないが下駄箱の向こう側で何か言われていたような気がしたという話をしてくれた[]児童1名がいた。」などと説明するとともに、「この件に関して学校としてこれ以上できることはないので、今後何かあれば学校に来てください。」などの話をしたとのことである。

他方、母親によれば、当時、[]教頭からは、「3名いましたが、個人情報だから名前は教えられません。私達にはこれ以上何もできません。」程度の報告しか受けておらず、本件面談調査結果の具体的説明は受けていないとのことである。

オ 母親は、[]教頭に対し、同年3月9日、「加害児童5名の住所や教頭が聴取りをした調査内容を文書にして欲しい。」などと要望し、[]教頭は、「弁護

士からの正式な請求文書がないと対応できない。」などと回答した。

(5) 本件面談調査以後の経過

ア 新型コロナウイルス蔓延防止のための緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本件小学校は全校休校措置がとられたこともあり、令和2年3月2日以降、■■■■教頭や■■■■教諭がAの自宅を家庭訪問することはなく、■■■■教頭は令和2年4月1日付で他の小学校へと異動した。

また、本件小学校では、本件面談調査の結果、関係児童らによるAに対するいじめの事実が確認できなかったこと、令和元年10月頃に母親からAが[]を受けたとの連絡があったことなどから、Aの不登校の原因はいじめではなく、Aの[]が原因である可能性が高いと判断し、関係児童らが令和2年3月には[]、Aが小学[]に進級すれば登校するだろうとの希望的観測のもと、「[]学校いじめ防止基本方針」やその他法令等に規定されているようないじめ対策の検討や、法28条に基づく重大事態として認知するか否かなどの検討がなされることはなかった。

イ 本件小学校は、令和2年4月以降のAの登校を促すため、Aの小学[]
の時の担任で、Aと良好な関係にあると思われた[]教諭（以下「[]教
諭」という。）をAの小学[]担任に配置した。

関係記録によれば、[REDACTED]教諭は、令和2年4月以後、Aの自宅に家庭訪問をしたり（関係記録記載の家庭訪問日：令和2年6月5日、同月19日、同年7月5日、同月19日、同年9月20日、同年10月11日、同年10月25日、同年11月15日、令和3年3月13日）、Aの自宅へ電話連絡したりするなど（関係記録記載の電話連絡日：令和2年8月21日、同年12月20日、令和3年1月10日、同年2月14日）、Aの体調、生活状況、中学校進学への意向等を確認するなどしていたと記録されている。

また、関係記録によれば、当時の〇〇教諭とA及び母親との関係は悪くはなく、〇〇教諭が令和2年11月15日にAの自宅を家庭訪問した際には、〇〇教諭からAに対して適応指導教室に関する話がなされたと記録されており、Aも同教室への入室について前向きな反応を示していたと記録されている。さらに、〇〇教諭が令和3年3月13日にAの自宅を家庭訪問した際には、Aは〇〇教諭に対し、中学校への入学を希望せず、通信での学習を希望する旨の意向を示したことが記録されている。

他方、A及び母親の記憶によれば、当時、[]教諭が家庭訪問した回数は、小学[]進級時に1回、その他に2、3回、卒業時に1回のみであり、適応指導教室や通信教育に関する情報提供や説明は受けたことは一切なかったとのことである。

ウ 母親の記憶によれば、Aは、令和元年11月に長期不登校が始まった頃より、

自
宅から外出することが困難となったとのことである。

(6) 本件中学校進学以後の経過

ア 本件中学校による対応

(ア) Aは 本件中学校へ進学した。

関係記録によれば、本件小学校の 教諭と本件中学校担任教諭（以下「中学校担任」という。）は、同年4月30日、Aの自宅を家庭訪問し、Aと通信教育の資料を確認するなどしたと記録されている。

他方、A及び母親の記憶によれば、Aが本件小学校を卒業した後に、 教諭が中学校担任と共に家庭訪問をした事実は一切ないとのことである。また、通信教育について、学校から提供された資料は一切なく、母親がAの将来を心配し、自らゲーム関連の通信教育資料を取り寄せたことはあったとのことである。

(イ) Aに関する本件小学校から本件中学校への情報の引継ぎについては、本件小学校から本件中学校へ提出した引継書（「学級編成資料基礎データ」）には特段の記載はなく、両校の教諭間において、口頭により情報の引継ぎが行われた。

なお、母親の記憶によれば、中学校進学直後の中学校担任らの発言内容からは、Aが自宅から外出できず精神的に追い詰められている深刻な状況にあることなどを、中学校担任らが十分に把握している様子がみられず、強い違和感や不安を抱いたとのことである。

(ウ) 中学校担任は、同年5月以降も、月に数回程度の頻度で、Aの自宅へ電話連絡を行い、同年5月、同年6月、同年11月及び同年12月にはAの自宅を家庭訪問し、訪問した際には、タブレットによるオンライン学習の説明をしたり、A本人とゲームや食事の会話を交わしたりするなどしていたことが記録されており、令和4年2月28日頃までは、Aも母親も、中学校担任による電話連絡や家庭訪問に対して拒否的ではなかった様子が見られる。

(エ) なお、本件中学校においても、本件に関し、いじめ対策の検討や法28条に基づく重大事態として認知するか否かなどの検討がなされることはなかった。

イ 町教委による対応

(ア) 母親は、令和3年12月24日、町教委に電話し、本件小学校が何もしれくれないこと、Aが 、本件面談調査の際に

する事実関係の照会や法28条第1項に規定する重大事態の認定を求める書面を送付した。

これを受けて、本件小学校は、同年7月1日、本件を法28条第1項第2号に基づく重大事態であると認知した。

その後、同認知から約1年3か月を経過した令和5年9月26日に本委員会第1回会議が開催されるに至った。

(8) Aの現在の状況

ア Aは、本件発生以後、自宅から外出できない、階段に極度の恐怖心を感じる等の症状がみられ、学校を彷彿させるような堅固な外観の建物（総合病院等）に立ち入ることができなくなったこと等から、長期間にわたり ██████████ 状態が続いた。

イ Aは、令和6年2月1日、 ██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

第5 本件事案の検討

1 はじめに

- (1) 本報告書における「いじめ」の定義については、法第2条に規定されている「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該行為児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。
- (2) 本報告書では、以下、Aに対するいじめの事実の有無に言及する箇所や、本件小学校、本件中学校及び町教委の対応について問題点を指摘する箇所があるが、本報告書は、あくまで町教委からの諮問に応じて、本委員会における調査審議の結果を報告し意見具申することを目的としたものであって（第3の1参照）、関係者の法的責任について何らかの判断を示すものではない。

2 Aに対するいじめの事実の有無について

(1) Aの主張するいじめ行為の内容

ア 関係記録によれば、令和2年2月当時の訴えとして記録されている内容は以下のとおりである。

（母親が ██████████ 教頭に対して述べたとして記録されている内容）

- ・ Aが関係児童らからいじめを受けている。「死ね。気持ち悪い。ブス。」等と言われた。
- ・ Aが階段で落とされそうになり怖かった。

(Aが[]教頭に対して述べたとして記録されている内容)

- ・ 加害児童は[]児童2名である。
- ・ Aが階段を上っている時に、上から降りてきた児童と接触して、階段から落ちそうになった。暴言も吐かれた。それ以来、階段から落ちる夢をみて怖い。その次の日から全く学校に行けなくなってしまった。

イ A代理人作成の書面（令和5年10月23日付「ご連絡」書面の「別紙1」）記載の内容は以下のとおりである。

- ・ 暴言、具体的には「学校にくんな」、「デブ」、「バカ」、「死ね」と言われていた。学校ですれ違いざまに暴言を言われたこともある。
- ・ 1週間に3、4日は言われていた。
- ・ 暴言を言った相手は関係児童ら5名である。
- ・ 暴言は小学校[]の9月頃から始まった。
- ・ 関係児童らの一人からは、腕を平手で叩かれたり、お腹をグーで殴られたり等の暴行を受けていた。
- ・ 加害者集団から、階段の踊り場に追い詰められて囲まれていたこともあり、それ以降階段に恐怖を感じるようになった。

ウ 本委員会がAから聴取した内容（令和6年1月10日聴取）は以下のとおりである。

- ・ 小学[]の1学期が始まってすぐの4、5月頃から、関係児童らのうち2名から、通りすがりに悪口を言われるようになった。廊下などで、「デブが来たよ。」とか。「学校にくんな」、「バカ」、「死ね」と言われることもあった。
- ・ 週に2、3回、階段の踊り場で囲まれたり、悪口を言われたり、押さえつけられたりした。
- ・ 関係児童らの一人からは、小学[]になってすぐの頃から暴力を受けるようになった。関係児童らに囲まれている時に暴力を受けていた。(Aの)上腕部分や前腕部分を、拳や平手で叩かれた。怪我をするほどではなかった。
- ・ 関係児童らに階段の踊り場で囲まれている時に、関係児童らに階段から落とされそうになったことがあった。(Aの)背中を背後から押され、階段から落ちそうになるぎりぎりのところで、Aの洋服の襟元を掴まれたりした。

(2) 検討

ア Aの主張するいじめ行為について

Aの主張するいじめ行為のうち、関係児童らから暴言を受けたという点を

確認すると、前記(1)のとおり、暴言を行った関係児童の人数や暴言を受け始めた時期に変遷は見られるものの、Aが小学[]の時に、関係児童らから「死ね。」などの暴言を受けていたという点では一貫している。

他方、Aが関係児童らにより階段から落とされそうになったという点（以下「階段での出来事」という。）を確認すると、Aは、令和2年2月の当初の訴えでは、Aが階段を昇っている最中に階段を降りてくる児童とすれ違いざまに接触して落ちそうになったなどと述べ、同児童が意図的にAに接触したのか、偶発的にAに接触したのか判然としない出来事として記録されている。

しかしながら、令和5年のA代理人作成の書面においては、関係児童らに階段の踊り場で追いつめられたという訴えがあるのみで、階段から落とされそうになったという訴えをしていない反面、令和6年の本委員会による聴取りでは、踊り場で囲まれている時に、背中を背後から押されて階段から落ちそうになったなどと述べ、関係児童から意図的に階段から落とされそうになったと訴えている。

また、関係児童らがAに対して殴るなどの身体的な暴力を加えたという点（以下「暴力行為の出来事」という。）については、令和2年2月の当初の訴えでは記録されておらず、令和5年のA代理人作成の書面以降から主張がなされている。

イ 関係児童らの弁解について

関係児童らは、階段の出来事及び暴力行為の出来事のいずれも否定するとともに、Aに対する暴言についても否定している。

ウ 関係記録及び関係教職員の説明等

上記ア記載のAの訴えの内容に一部変遷がみられ、当該変遷に合理的理由があると考えたとしても、関係児童らはAの訴えを全て否定していることから、本委員会が入手した関係記録及び関係教職員からの聴取結果等を踏まえてAの訴えが認定できるかどうか、慎重に検討する必要がある。

この点、Aの訴え直後頃に実施された本件面談調査の結果記録では、児童3名が、関係児童らのうちの一名による暴言や、関係児童らのうちの一名による他者に対する意図的な接触行為と見ることができると申告していることが認められるが、その申告内容は相手方が判然としないなど抽象的なものにとどまっているというほかなく、結局、関係児童ら（又はそのうちの複数名）によるAに対する階段での出来事及び暴力行為の出来事だけでなく、Aに対する「死ね。」などの暴言のいずれについても、これを裏付けることができる具体的な申告は認められない。

また、前記のとおり、Aが小学[]進級後に実施された学校生活アンケート及び個別面談（教育相談）、千葉県共通のいじめアンケート調査のいずれにおいても、Aに対するいじめと考えられるような記述や報告は一切なかった。

さらに、本件小学校におけるAの担任教諭であった[]教諭及び[]教諭のいずれも、階段での出来事及び暴力行為の出来事だけでなく、関係児童ら

によるAに対する暴言等の場面を目撃したことはなく、別の児童からもこれらに関係する申告はなかったなどと述べている。

エ 小括

以上のとおり、Aが主張するいじめの訴えについては、関係児童らはAに対する暴言等の事実を完全に否定しており、関係記録の精査及び関係教職員への聴取を経ても、Aの訴えを裏付けることができる具体的な記録や供述が存在しないという現状においては、本委員会として、関係児童らによるAに対するいじめの事実を確定的に認定することは困難であると言わざるを得ず、同事実を認定するには至らなかった。

もっとも、本委員会としては、Aの主張するいじめ行為を認定できないという結論に達したものの、Aの主張するいじめ行為がなかったと判断したものではなく、また、Aの主張が信用できないと判断したものでもないことは付言する。

むしろ、令和元年10月当時、Aの家族関係や[]内の人間関係に特段の問題が見当たらない中、Aが[]、長期連続欠席が開始していることから、Aが、多くの時間を過ごす学校生活において、[]内の人間関係以外の部分で何らかの大きなストレスを抱えていた可能性があり、本件面談調査の結果記録からは、関係児童らのうちの一名による暴言や、関係児童らのうちの一名による他者に対する意図的な接触行為と見ることができる行動の申告があった他、関係児童ら5名の間では日常的に仲違いやLINEアプリ上でのトラブルがあり、言葉遣いが乱暴な児童もいたことをふまえると、Aが関係児童らからいじめを受けていた可能性は十分にある。

また、Aがいじめ被害を訴え出た当初にAの聴取を行った[]教頭による聴取自体が不十分であり、Aの訴えを細部に及ぶまで正確に聴取、記録できていなかった可能性があり、また、本件面談調査の結果記録からは、関係児童らに関する申告が複数あったのであるから、Aの不登校開始から間もない時期に、[]教頭をはじめとして、児童と日常生活を共にしていた担任教諭らなども加わるなどして組織的な対応を行い、複数教員によって改めて詳細な事実確認を行うなどの対応がとられていれば、Aの訴えるいじめ被害に関する具体的な裏付けとなるような申告や、これに関する別の事実が判明した可能性は十分にあったと考える。

この他、本委員会が招集された時点で、既に不登校開始時点から4年以上の長期間が経過していることや関係者の記憶は相当程度減退していると考えられたことなどから、前記（第3の4(2)参照）のとおり、本委員会としては本件調査における聴取対象を限定せざるを得なかったという事情もあり、より早期の段階で重大事態の認定が行われ、本委員会の招集がなされていれば、Aの訴えるいじめ被害に関する具体的な裏付けなどが得られた可能性はあったと言わざるを得ない。

3 Aの長期不登校の原因について

- (1) 前記のとおり、本委員会として関係児童らによるAに対するいじめの事実を確定的に認定することは困難であることから、長期不登校の要因がいじめであると認定することもまた困難であると言わざるを得ない。

また、不登校開始から既に4年以上が経過し、本委員会として認定できる事実に限界がある上、本委員会の構成員には精神科医等の心理専門家が含まれておらずAが長期不登校に至った心理過程について専門的見地からの的確な評価や分析も難しいと考える。

そのため、以下は、本委員会で認定した前記事実経過に基づき、Aの長期不登校に影響を与えた可能性があると思われる要因について記載する。

- (2) 文部科学省「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」でも指摘されているように、不登校には多様な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校の継続理由やその態様は不登校の段階によって変わることもあり得るとされている。

本件においても、前記のとおり、Aが令和元年10月当時、関係児童らからいじめを受けていた可能性は十分に考えられることから、このことが不登校開始の契機となった可能性はあるが、関係児童らが本件小学校を[]後も、Aの不登校が長期にわたり継続した背景には、本件小学校が、Aの個人名を出して全校児童に対する本件面談調査を実施したがために、Aが周囲の視線を気にして登校しづらい心境に追い込まれ、かつ、本件小学校が、本件面談調査結果からいじめの事実が認められないとして、適切ないじめ対応やAに対する十分な心理的ケア等を行わなかったことにより、Aは「全校児童から嘘つきだとみられている。」などと受け止めるに至り、加えて、Aがストレス解消のためにオンラインゲームに依存して徐々に昼夜逆転の生活になっていったこと、Aの身体の不調も重なり外出が困難な状況になっていったこと、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な制約や制限によって教職員による家庭訪問や協議の場の設定が難しくなったことも影響し、本件中学校や町教委がAや母親の心情に寄り添った対応を行うことができず支援のニーズを的確に把握できないまま徒に長期間が経過したことで、問題を解決してくれなかった学校や教職員に対するAや母親の不信感、怒り、恨み、悲しみが徐々に蓄積されていったことなどが、不登校長期化の背景にあると思われる。

- (3) 当然ながら、本委員会がAの不登校の原因の特定に慎重であることは、Aのいじめの訴えや学校の対応の問題点を軽視しようとしているものではなく、本件が法28条第1項第2号に定める重大事態であるとの認定が覆されるものでもない。

4 学校、町教委の対応について

本件の事実経過をたどれば、本件小学校、本件中学校、町教委の対応には、いくつかの問題点があったと言わざるを得ない。以下、4点に分けて記載する。

(1) 組織的対応が行われていなかったこと

ア いじめの通報を受けた教職員は、学校いじめ対策組織と情報を共有し、事実確認・調査を含め、組織として対応する必要があるとされている（法23条1項、文部科学大臣平成25年10月11日「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）参照）。

また、いじめの事実確認の結果については、校長が責任をもって当該学校の設置者（町教委）に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡しなければならないとされている（法23条2項、基本方針別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」（以下「別添2」という。）参照）。

これらを受けて、当時の本件小学校においても「[]学校いじめ防止基本方針」が作成されており、同方針では、教職員らが日常的にいじめの未然防止や対処等に対する共通理解を図り、いじめの訴えがあった際には「いじめ対応チーム」を組織し、町教委と連携し、場合によっては外部関係機関の支援を得ながら、調査方針や役割分担を決定し対応しなければならないことなどが定められていた。

イ しかし、本件では、Aからのいじめの訴えがあった後、全ての対応を事実上[]教頭が一人で担い、実際には「いじめ対応チーム」が十分に機能していなかったといえる。

本件において、組織的対応がとられなかった背景には、[]教頭において、Aの母親からの要望どおりに速やかに対応しなければならないとの責任感や他の教職員の負担を減らしたいとの管理職としての配慮等があったものと推察される。

しかし、教職員の「自分の責任で解決しなければならない。」「学校内で解決しなければならない。」などの責任感や教職観に基づく抱え込みが、過去に多くのいじめ重大事態を引き起こしてきたとの反省等から、いじめ対応においては徹底した組織的対応が求められており、基本方針や別添2の中では繰り返し組織的対応の重要性が強調されている。

ウ 本件においても、母親からの訴えの内容は、法2条に定める「いじめ」の定義に該当する以上、母親から訴えがあった時点において、本件小学校は、町教委に報告するとともに、速やかに「いじめ対応チーム」を組織し、当該組織において、本件に関する調査方針や役割分担や今後の対応方針等に関し、基本方針、別添2、「横芝光町いじめ防止基本方針」、「[]学校いじめ防止基本方針」等の各法令や基本方針等に沿った対応を検討するなどの組織的対応がとられることが必要であった。

例えば、Aや母親からの聴取りについてはAや母親と信頼関係のある複数の教員に任せたり、関係児童らからの聴取りについては日常的に最も身近に児童らと過ごし普段の言動や性格をよく把握する学級担任を含めた複数の教

員で対応するなどの役割分担を行ったり、調査前後を通して、関係教職員、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーを含めた組織で、Aや母親に寄り添い、その心情をよく聴取したり、調査方法やその理由について丁寧に説明したり、今後の支援内容を丁寧に伝えるなどしていれば、Aの訴えるいじめ被害に関する具体的な裏付けとなるような供述や別の事実が判明した可能性がある他、後述するAの個人名を出す方法での調査方法が取られることを未然に防止できた可能性も十分に考えられるところである。

エ なお、本委員会による母親への聴取りの際、令和2年2月当時、本件小学校校長が一度もAや母親と面会しなかったことについて、母親が疑問や不満を抱いている様子が伺われた。

学校のいじめ対応の責任者は校長である。校長がいじめに関する法令や方針等の内容を十分に理解し、被害児童生徒が安心して登校できるようにするためにはどのような調査や支援が必要なのかについて、他の教職員に任せきりにするのではなく、当事者意識をもって自らの責任において判断し、校長のリーダーシップの下で学校はいじめ問題に対応しなければならないところ、校長がいじめを他人事だと考えているような印象を被害児童側に与えていたのだとすれば、そのこと自体が学校への信頼を失墜させる行為となりえ、場合によっては、被害児童側に怒りを生じさせたり、学校と被害児童側とが協力して対応に当たることを不可能にしたり、いじめ対応の妨げになることもあり得る。

本件において、Aに関するほぼ全ての対応を[]教頭一人が行っており、実際に校長は一度もAの自宅を家庭訪問したりAや母親と面会してはおらず、教職員らに対して具体的対応等を指示したりもしていなかったことは適切ではなかったといえる。

(2) 被害児童のプライバシー保護への配慮が欠けていたこと

ア いじめ被害児童生徒は、いじめられていることが教職員等に知られれば更にひどいいじめに遭うかもしれないという恐怖心や、いじめられている事実を他人に知られたくないという自尊心などを持っていることが多く、いじめ被害児童生徒が教職員や周囲の人間にいじめの被害を打ち明けることは非常に勇気を要することであり、教職員は、児童からいじめの訴えがあった場合、徹底して児童を守り通し、児童の個人情報やプライバシーには十分に留意をして対応していく必要がある。

また、情報というのは、その性質上、いったん公開されると瞬時に拡散し、消去不能な状態に至る場合が少なくなく、被害児童の情報の扱いについては十分に慎重な対応が必要である。

このことは、別添2に「いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する」と記載されている他、基本方針においても、「在籍児童や教職員に対する質問紙調査

や聴取り調査を行う」場合には、「いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）」などと記載されており、「■■■■学校いじめ防止基本方針（具体的な指導・支援）」においても、学校から被害児童に伝える内容として、「学校として『何としても守る』という姿勢を示すこと」、「プライバシーの保護に十分配慮すること」などと記載されている。

イ しかし、本件では、全校児童に対する本件面談調査の際に、Aの個人名を出して質問するという調査方法が取られており、本件小学校からAや母親に対して、個人名を出す形での調査方法を実施することについて、事前に丁寧に説明をして理解を求めたり、同意を得たりしていなかった。

この点に関し、■■■■教頭は、本委員会の聴取の際に、いじめの実態把握のためには個人名を出して聞く必要があると考えたこと、また、母親からAとは無関係の全校児童にまで聴取対象を広げて欲しいという要望があった時点で、Aの個人名を出すことについて母親も当然に了解しているものと認識していたことなどが背景にあったと述べている。

確かに、本件面談調査の直前である令和2年1月頃に実施された千葉県共通のいじめアンケート調査による抽象的な質問項目や同月以前に行われた学校生活アンケートなどでは、Aに対するいじめの報告が一切見当たらなかったことや、いじめ調査に際して正しい事実確認が重要であることなどを踏まえれば、実態把握のためにAの個人名を出して聴取する必要があったとの考えについて理解できる部分はある。

しかし、学校は捜査機関ではなく、いじめ防止対策推進法の調査は、法的責任追及のための調査とは異なり、その目的とするところは教育的措置の実現、つまり、被害児童生徒が安心して学校に登校することができるようになるための措置を検討するためのものであり、調査を行ったことでかえって被害児童生徒が安心して学校に登校できなくなるとすれば本末転倒であり、そのような学校の対応による二次被害は絶対にあってはならないことである。

また、調査対象を全校児童に広げることと、Aの個人名を出して調査することとは全く別の事柄であり、母親から調査対象を全校児童に広げて欲しいとの要望があったことをもってして個人情報を出すことへの同意とみなすことはあまりにも軽率な判断であったと言わざるを得ない。

ウ 本件において、Aの個人名を出して調査を行おうとするのであれば、事前にAや母親に対して個人名を出して調査を行う趣旨や予想されるリスクを説明し、理解や同意を得る必要があった。仮にAや母親の同意が得られないのであれば、Aの希望や不安に慎重に配慮しながらAの個人名を出さない方法での調査方法を検討すべきであったといえる。

また、本件では、本件面談調査に先立ち、■■■■教頭が緊急の職員打ち合わせの場で、調査方法等について教職員らに説明した際、居合わせた教職員から

は、Aの個人名を出した上で調査がなされることについて、異議や疑問の声は出ていない。説明を受けた教職員らにおいて、[]教頭が事前にAの了解を得ているものと誤解していた可能性はあるものの、そうではなく、教職員らが、管理職から決定事項として説明を受けたことで、法令よりも組織内の「空気」を優先したり、個人名を出すことに関して危機感を抱くことができなかったのだとすれば、大きな問題であると考ええる。

Aの個人名を出した形での調査方法が選択されなければ、Aの不登校がここまで長期化せず学校生活に復帰できていた可能性は十分に考えられ、本件小学校が、Aの心情や性格を慎重に考慮することなく、安易に個人名を出して調査を行った結果、本来、いじめ被害者を救う立場にある教職員が、いじめ被害者やその家族を傷つける二次被害を生じさせたことについては、重く受け止めるべきである。

(3) 被害児童らの心情に寄り添った対応が十分ではなかったこと

ア いじめ対応にあたっては、児童生徒や保護者の心情に丁寧に関わり、共感的理解を示しながら信頼関係を構築することが非常に重要であり、仮に、調査の結果、いじめの事実が確認できなかった場合においても、学校として、個人情報やプライバシーに十分に配慮しながら調査結果について丁寧に説明をし、被害児童に対して継続して支援を行う旨を伝える必要がある。

イ 本件小学校の対応について

この点、本件では、本件面談調査結果の報告に際し、[]教頭は、「Aへのいじめを目撃していた6年生児童1名がおり、目撃はしていないが下駄箱の向こう側で何か言われていたような気がしたという話をしてくれた[]児童1名がいた。」と説明したと記録し、他方、母親は、[]教頭から「3名いましたが、個人情報だから名前は教えられません。」程度の説明しか受けていないと記憶しており、両者の事実認識に相違がみられるが、仮に[]教頭の記録内容が真実であったと仮定して考えたとしても、[]教頭の説明内容は、[]児童から聞き取った具体的行為態様の説明が欠けている上、実際には、3名からいじめに関連すると思われる回答が得られているにもかかわらず、そのうちの2名の回答内容についてしか触れていないなど、説明が十分に尽くされているとはいえないと考える。

個人情報保護条例等との関係で、開示や説明が難しい部分についても、町教委と連携するなどして、開示が難しい理由などについて母親に説明するなど、丁寧な対応が求められていたと考える。この点、本件小学校が丁寧な説明を行わなかったことで、母親に、「学校は何か隠しているのではないか。」などの不信感を抱かせてしまった感は否めない。

加えて、本件小学校は、母親が本件面談調査結果に納得していないにもかかわらず、「この件に関して学校としてこれ以上できることはない。」として、早々に対応を打ち切ってしまっている。このような対応が、Aや母親に対し、

「いじめがなかったと学校が判断した」かのような印象を抱かせた可能性があり、Aが本件小学校から「見捨てられた。」「僕は嘘つきだとみられている。」などの絶望的な気持ちを抱いたとしても不思議ではない。

本件小学校は、Aの個人名を出して調査をしたことについて、丁寧かつ真摯に謝罪を行った上、町教委やスクールカウンセラーや医療機関等と連携しながらAの心のケアを行ったり、教育支援センター等と連携して訪問型支援の教育や相談の機会を提供したり、継続した支援を行っていくとともに、本件中学校と情報共有して引き続き関係児童らの見守り続けることなどを丁寧に伝えることが必要であったと思われる。

ウ 町教委の対応について

本件では、令和4年3月11日に、町教委立会いの下で、母親と令和4年3月当時の本件小学校校長及び[]教諭との間で話し合いの場が設定されているが、当時、新型コロナウイルス蔓延防止のため会議時間に制限が設けられていたとはいえ、母親の納得が得られないまま半ば強制的に話し合いは終了しており、協議の最中、母親の心情に寄り添い共感するような対応は取られておらず、その後の継続した話し合いの設定や今後の具体的な支援方針に関しても、町教委から母親に対し説明や提示はなされていない。

それにも関わらず、町教委作成の関係記録には、当日の様子について、「(母親が) 学校側の謝罪を大方受け入れたような印象を受けた。」「[]学校への不満も口にしたが最後は和やかな雰囲気教育委員会の話を十分に聞いてくれる状況であった。」「もう一度調査をという話は出ていない。」などと記載されており、これは当時の母親の心情や真意とは異なるものと思われ、町教委においても、当時の母親の心情やニーズを的確に汲み取っていなかった可能性が高く、そのことが、学校や町教委に対する母親の信頼を完全に失わせるに至り、弁護士相談へと繋がったものと考えられる。

(4) 重大事態認知等の対応が遅いこと

ア 文部科学省平成29年3月いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして認知し、報告・調査等に当たるべきことが定められている。

また、ガイドラインにも記載されているとおり、時間の経過に伴い、関係者の記憶は曖昧になり、関係証拠が散逸するなどして、正確な事実の認定に大きな困難が生じるおそれがあることから、重大事態調査は可能な限り速やかに実施されなければならないとされている。

イ 本件では、令和2年2月に母親からいじめの訴えがあった時点で、既にAの欠席日数は連続して3か月程度に至っていたのであるから、本件小学校は、

本来、同月時点で重大事態認知を行うべきであったといえる。

また、その後、母親は、令和3年12月に町教委に電話連絡し、これまでの事実経過について説明をし、本件小学校の対応に納得していないことなどを伝えているのであるから、遅くとも令和3年12月の時点で町教委において重大事態認知を行うべきであったといえる。

ウ さらに、本件では、重大事態認知から本委員会が招集、開催されるまでに約1年3か月もの長期間を要している。

この点、本件事案が、町教委にとって初めての重大事態認知事案であり、調査委員の人選や進め方に苦慮したことは理解できるものの、A代理人弁護士らから町教委に対して令和4年6月23日に弁護士委員を含む外部委員の選任を求める申入れがなされた後、令和5年6月29日頃まで約1年近くにわたり弁護士会への推薦依頼が行われていないことは、A代理人弁護士らが指摘するように異常な事態であったといえる。

重大事態認知の遅れに加え、町教委によるこのような対応の遅れが、Aや母親を更に傷つけ、本件における真相解明を阻害した可能性があることについては十分に反省すべきである。

第6 再発防止に向けた提言

前記第5で述べた問題点を踏まえ、今後のいじめ防止対策のあり方に関して、以下のとおり提言する。

1 いじめに関する法制度の理解と実践の徹底

本件では、いじめ防止対策のための組織（いじめ対応チーム）やいじめ対応の指針が設けられていたものの実際には機能していなかった。

その背景には、現場の教職員が、いじめの正確な定義に基づく対応を徹底しておらず、本件事案をいじめとして認知していなかったこと、教職員に基本方針やガイドライン等の法制度に関する知識や理解不足があったこと、法制度に沿った実際のいじめ対応の実践が不十分であったことが大きいと思われる。

また、教職員には、被害児童生徒やその保護者の心情を真摯に傾聴し、丁寧にコミュニケーションをとりながら協力関係や信頼関係を構築するスキルが必要であるものの、本件ではAや母親の心情に寄り添った対応が十分になされていなかったことは前記指摘のとおりである。

そのため、現場の教職員一人一人が、改めていじめに関する法制度を十分に理解し、躊躇することなく、積極的にいじめや重大事態を認知し、被害児童生徒やその保護者と丁寧なコミュニケーションに基づく信頼関係を構築できるよう、管理職を含む教職員らに対し、スクールカウンセラー等の専門家を交えながら、いじめに関する実践的かつ継続的な研修（例えば、判断や対応に迷うような実際のいじめ事例を基に教員同士で協議をしたり、コミュニケーションのあり方につい

て相互に検討したりする研修等)を受ける機会を提供することを提言する。

2 法14条3項に基づく附属機関の設置

本件では、平成29年4月1日に横芝光町いじめ問題対策連絡協議会等条例が施行され、同条例第10条において、法第14条第3項の規定による「横芝光町いじめ問題調査対策委員会(いわゆる附属機関)」の設置が求められていたものの、同条例施行から長期間にわたり同委員会が設置されないままとなっていたことが、重大事態認知や本委員会開催の遅れに繋がったものと思われる。

地方部では都市部と異なり委員の迅速な選定は容易ではなく、また、一般化、複雑化、多様化、潜在化が進むいじめ問題に対しては、現場の教職員、町教委及び外部専門家が互いに連携し合いながら、適切な対応を行っていくことはとても重要である。

そのため、今後は、弁護士、学識経験者、精神科医等の外部専門家を含めた常設の附属機関(法14条3項)を予め設置しておくことを提言する。

以 上

